



回	市長	副市長	部長	部次長	課長	課 名	福 祉 課
	課長補佐	主 査		文書課主任	起案者	分類番号	G・5・0
議						保存期間	10 年
						起 案 日	平成23年 5月12日
合	副市長	会計管理者	企画部長	総務部長	公印	文書番号	西 福 第 13 号
						施 行 日	平成23年 5月18日
議	 						

家庭裁判所への法定後見の開始の審判等の申立てについて (伺い)

知的障害者福祉法第28条に基づく市長による法廷後見の開始の審判の請求について、下記の者の二親等内親族に、成年後見人申立てに関する親族意向調査書を送付したところ、親族による申立ては不可能と思われまますので、下記のとおり市長による申立てをしてよろしいか。

記

- 1 対象者  
住所  
本籍

[Redacted]

<第二親等内親族>

- 祖母  
父  
母  
兄  
姉  
妹  
妹

[Redacted]

なお、母方の祖母である[Redacted]については、外国籍のため戸籍による調査は不能であり、対象外とする。また父の[Redacted]については、[Redacted]入院中である。当病院からの情報により、上記意向調査書について、内容を理解し記入することは不可能と思われる。

2 理 由

対象者は知的障害があり、幼少期は児童養護施設で過ごし、現在も親族とは音信不通状態にある。今までは前雇用主の理解により、住み込みで世話を受けながら就労を続けていたが、その会社の倒産により現在は失業状態である。今後、当面の就職、また将来的な施設入所や突然の入院に対応するために、成年後見人の申立てが必要と思われる。

3 予算措置

3款1項2目 事業No. 3-2 成年後見制度手数料  
予算額 1,17千円